

戦略的創造研究推進事業
(社会技術研究開発)
平成27年度研究開発実施報告書

「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」

研究開発領域

研究開発プロジェクト「養育者支援によって子どもの虐待を低減するシステムの構築」

黒田 公美

理化学研究所脳科学総合研究センター
親和性社会行動研究チーム チームリーダー

目次

| | |
|--------------------------------------|----|
| 1. 研究開発プロジェクト名 | 2 |
| 2. 研究開発実施の要約 | 2 |
| 2 - 1. 研究開発目標 | 2 |
| 2 - 2. 実施項目・内容 | 2 |
| 2 - 3. 主な結果 | 2 |
| 3. 研究開発実施の具体的内容 | 3 |
| 3 - 1. 研究開発目標 | 3 |
| 3 - 2. 実施方法・実施内容 | 4 |
| 3 - 3. 研究開発結果・成果 | 10 |
| 3 - 4. 会議等の活動 | 19 |
| 4. 研究開発成果の活用・展開に向けた状況 | 20 |
| 5. 研究開発実施体制 | 20 |
| 6. 研究開発実施者 | 22 |
| 7. 研究開発成果の発表・発信状況、アウトリーチ活動など | 25 |
| 7 - 1. ワークショップ等 | 25 |
| 7 - 2. 社会に向けた情報発信状況、アウトリーチ活動など | 25 |
| 7 - 3. 論文発表 | 26 |
| 7 - 4. 口頭発表（国際学会発表及び主要な国内学会発表） | 27 |
| 7 - 5. 新聞報道・投稿、受賞等 | 29 |
| 7 - 6. 特許出願 | 29 |

1. 研究開発プロジェクト名

「養育者支援によって子どもの虐待を低減するシステムの構築」

2. 研究開発実施の要約

2 - 1. 研究開発目標

本プロジェクトは、子ども虐待を行った、またそのおそれのある養育者に対する支援システムの開発および社会実装にむけた提言、またそのために必要な科学的根拠を示すことを目標とする。

2 - 2. 実施項目・内容

1. 日本における、児童相談所や児童養護施設、要保護児童対策地域協議会、NPO 等による養育者支援の普及率、またその阻害要因や改善が必要な点の実態把握（文献調査、キックオフシンポジウムでの意見収集、当事者インタビュー、行政機関・専門職・有識者へのインタビュー）
2. 養育困難をかかえる養育者の実態調査と生物学的要因の探索（被験者リクルート、内分泌機能解析・脳科学的解析の予備実験等）
3. 愛着障害のバイオマーカー探索（脳機能画像検査・遺伝学的・生化学的解析）
4. 養育困難に関わる社会環境要因調査のプラットフォーム開発（チェックリストや質問項目の開発および翻訳、関係機関ヒアリング）
5. フランスをはじめとするヨーロッパおよびアジア諸外国における子ども虐待対策・予策・リスク要因の調査（関係機関インタビュー、文献調査等）

2 - 3. 主な結果

1. キックオフシンポジウムでは、当プロジェクトに対する関係者・一般の意見を収集したところ、養育者支援の必要性に関する賛同と、本研究の経過や結果をオープンにし、パブリックコメントを集めるなど、社会に開かれた双方向性の研究推進を求める意見が多く寄せられた。
2. 日本の現行の児童相談所による養育者支援の普及率は、児童虐待認定件数のうち10%に満たない程度に留まること、また通告の増加に伴い、むしろ後退している場合がある。また児相職員の感じる支援の困難度は養育者の広義メンタルヘルス問題の有無や種類に大きく左右されることが判明した。
3. 進行中である。
4. 不適切養育（child maltreatment）を受けた児童では定型発達群に比較して、ポジティブな表情に対する報酬系（背側線条体）の反応性が低下していた。また不適切養育

群内では、唾液中オキシトシン濃度に比例して、社会性に関わる脳領域の一つである後部側頭溝（pSTS）の活動が低下することが示唆された。

5. 進行中である。
6. フランスの調査では、日本と比較して行き届いた児童保護および、拡大養育者支援制度設計が認められた。ヨーロッパ他国の調査でも、外国籍の虐待ケースについても無償かつ実効的な加害者支援が、被害者支援とともに提供されている実態が認められた。

3. 研究開発実施の具体的内容

3 - 1. 研究開発目標

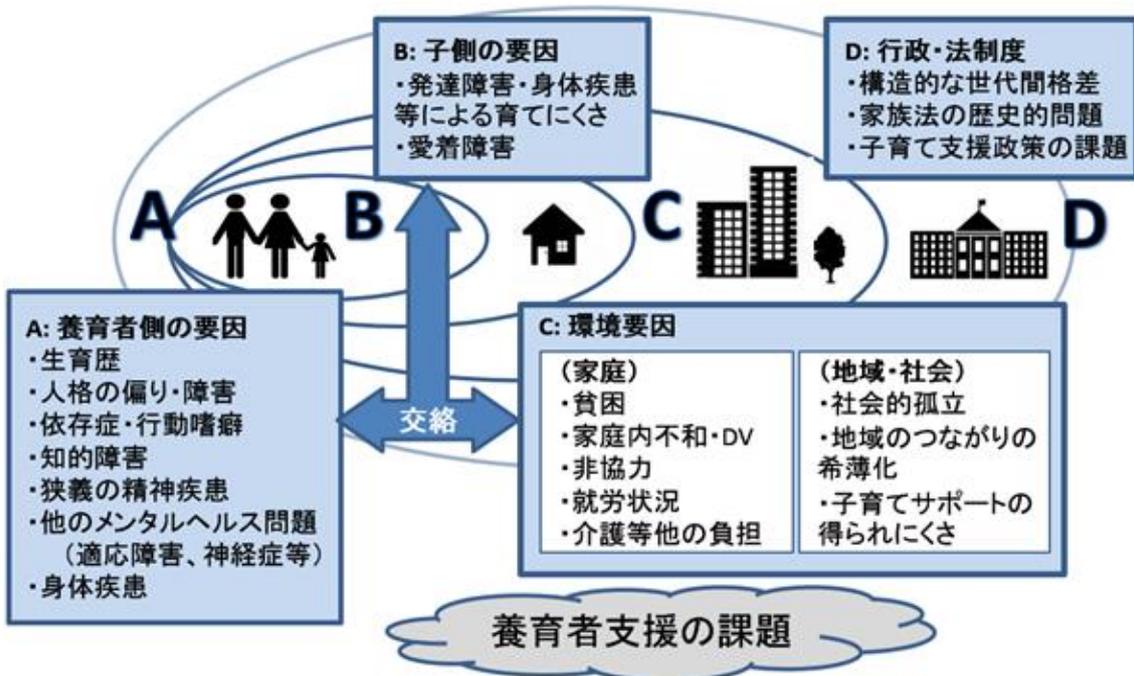
(1) 解決すべき問題

本プロジェクトは、親子という最も私的な関係性において起こる、子どもの安心・安全の問題、すなわち「子ども虐待」の低減を目的とする。

「子ども虐待」は結局のところ、虐待する養育者に原因がある。いくら子どもを保護し治療しても、養育者の直面する問題を克服できるよう養育者を支援しなければ、子ども虐待の根本的解決にはつながらない。

そのように重要な養育者支援であるにも関わらず、困難な点が多く、また対策も不十分であるため、大きく立ち遅れている。

以上のことから、子ども虐待防止には、効果的な養育者支援システムの社会実装が急務であり、そのために必要となる様々な法制度・行政制度改善への政策提言が、本プロジェクトの目指すところである。



(2) プロジェクトの目標

本プロジェクトでは、従来の“親（養育者）指導”という発想から、養育者自身の援助希求を促進する“親（養育者）支援”という新たな「公私」の間をつなぐシステムへ、行政パラダイムの転換を推進する。

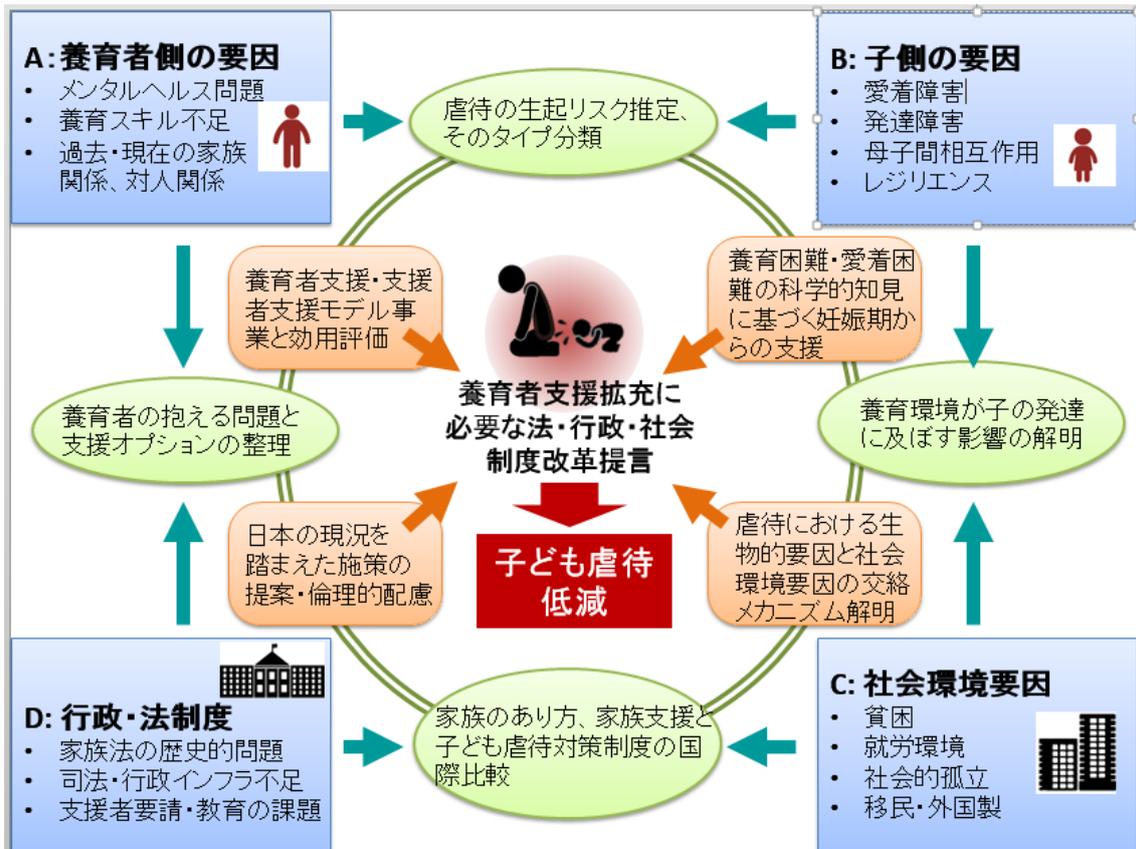
本プロジェクトによって養育者の抱える困難に応じた支援が柔軟に配備されるようになれば、虐待をしてしまう養育者も自ずから協力的になると考えられる。そして親子を含めた世帯ぐるみの支援によって家族の問題が解決すれば、子どもとの再統合も容易になり、親子を支援する児童福祉行政機関等の負担も軽減すると期待される。さらに養育者のストレスも軽減し、子どもの長期的な発達にもよい影響を与えることで、結果的に社会全体の安心・安全への波及効果が期待できる。

3 - 2. 実施方法・実施内容

1. プロジェクト全体

- (1) 平成28年度は研究グループ全体で2度打ち合わせを行い(2015.12.21, 2016.2.21)、またメーリングリストを作成して随時討議を行った。

計画通り、研究開始時点であるので、A)養育者自身、B)子どもと養育者との関係、C)家庭・社会を巡る環境、D)司法・行政制度の4領域における子ども虐待のリスク要因を列挙し、要因間の因果関係を解析するための研究者討議を行った。その過程で、各人がプロジェクト全体のどの部分について研究を行っているのかがわかるようなプロジェクト全体の構想、とくに研究細目と実装ポイントを繋げるモデル図を作成したいという意見があった。そこで原図を代表者が作成し打ち合わせ等にて改訂しながら、下のモデル図を作成した。大まかには、初年度は4隅にあるそれぞれの領域の子ども虐待に関わる要因の解析を、意見交換しながら行った。次年度には、青い⇒に沿って、グループ間協働の解析を行う。第3年度には、緑の円環に沿って、オレンジの四角で記した部分の、より実装に向けた開発を行う。最終年度に、グループ全体で円の中心にある最終目標である制度改革提言を策定する予定である。



(2) アドバイザー、関係行政・福祉機関の専門職や、虐待の当事者を招いてキックオフシンポジウムを企画・開催（2015.12.20）し、様々な見地からの講演を行い会場で討論を行った。またこのシンポジウムでは、参加者の会場からの意見・批判的コメントをアンケート用紙で収集し今後の研究推進に役立てることを最も重要な目的と位置づけ、会場からのフィードバックを得ることに注力した。その結果、非常に多くの貴重な意見を得ることができた。その詳細は3-3に述べるが、全体として、プロジェクトを一般に開かれたものにするのが強く求められていたと言える。なかでも、

- ① 進捗状況をWebで公開することにより世間一般の風潮を変革し、養育者支援に対する国民やマスコミの理解を得ること
- ② シンポジウムや研究会の内容を動画発信し学びの機会をすること
- ③ 一般からの意見をパブリックコメントの形で収集し研究に生かすこと

などが求められていることが明らかになった。そこで、webサイトを情報発信・収集の場と位置付け、まずはキックオフシンポジウムで得られた意見・コメントに各グループからの返答を付し、公開することとした。（Ristex Webページに掲載依頼済み）

(3) 研究代表者は、竹島正領域アドバイザーの助言を得、「養育者支援システムに関

わる法/行政システム上の課題、倫理的課題の検討」のため、様々な立場の行政職、当事者、当事者家族、当事者支援団体等からのプロジェクトへの要望・批判を収集した。

2. グループ A

A1 実効的な福祉協働の要点抽出

(方法) メンタルヘルス問題のある親による子ども養育世帯への支援方策を明らかにするため、先駆的な支援活動例調査からその要点を抽出する。すでに着手していた予備調査の知見に基づき、全国の市町村に設置される「要保護児童対策地域協議会」の積極的な活用を図っている地域に着目し、その活動状況のヒアリングを通して、児童福祉と精神保健医療福祉との連携・協働の要点を抽出する。

(実施内容) 北海道浦河町および沖縄県糸満市を対象とした調査を実施した。いずれも中小規模の自治体であるが、親の貧困やメンタルヘルス問題がみられる世帯への支援を積極的に実施しており、「要保護児童対策地域協議会」という枠組みを積極的に活用し、多職種協働によるアウトリーチ支援、情報共有と支援スタッフ間の相互支援関係形成とスーパービジョン機能の発揮、メンタルヘルス問題をはじめとする世帯の問題や家族成員全体を対象とした「世帯ぐるみ支援」を志向している点などに共通性がみられた。支援実施者自らが協議会の中核を占め支援機能とマネジメント機能を一体的に発揮する前者、行政によるマネジメントを基盤としながら、委員長として民間病院の精神保健福祉士を配置しNPO法人や研究者など民間の支援機能を積極的に活用する后者など、今後全国の「要保護児童対策地域協議会」に適用・応用可能性の高い運営方法に関する知見が得られた。

A2 虐待事例における養育者側要因の実態調査

(方法) 過去の虐待刑事事件例(実名報道)に本研究への研究依頼を、まずは書面にて、各刑務所に送付する。係争中の事件の当事者については、弁護士会等を通じて研究協力依頼を行う。そして書面にて交流を開始し、パーソナリティ特性、精神疾患や頭部外傷の既往、生育歴および事件当時の社会環境要因において特記すべきこと、また薬物依存の有無等についても質問紙調査を行う。協力が得られれば、さらに面会による交流・インタビュー調査を行う。

(実施内容) 虐待に関わる養育者の特徴の類型モデルについて文献調査を行い、それをもとに類型を弁別するための初期書面調査を構築した。具体的には、SCID (Structured clinical interview for DSM-IV) -I, II をベースに、AQ (Autism quotient)-10、ボーダーラインスケール等を利用した。2段階目の高次脳機能検査には、FAB (Frontal assessment battery)、統計描画法等を用いる検査バッテリーを準備している。倫理審査は承認済みであり、法務省矯正局に研究概要をFAXにて報告している。また以前より交流のあった虐待事例当事者との手紙による交流では、研究協力承諾済み、すでに書面調査を開始している。

A3 (D3 と共同) 養育者支援システムに関わる法/行政制度上の課題、倫理的課題の検討

(方法および実施内容) (本項目は、平成28年度の中旬より開始予定であったが、準備を平成27年度に行なった。)

効果的な養育者支援を現状の日本のシステムに社会実装するにあたり、求められる条件

や利用可能なリソースについて、厚労省、法務省を含む有識者・当事者に面談または電話によるインタビューを行った（18件）。また刑事司法関連の研究者・行政担当者との連携を図る目的で、医科学政策研究会、治療的司法研究会、東京地方検察庁、大阪高等検察庁の検事等に訪問または電話インタビューを施行し、意見交換を行った。これらの成果をもとに、来年度4月の研究分科会を企画している。

さらに、研究倫理や具体的な養育者支援の実装にともなって起こりうる、メンタルヘルス問題を抱える方々への偏見助長の恐れなどの倫理的配慮に関して、竹島領域アドバイザーのご紹介により、有識者調査を行った（3件）。

3. グループB

B1 愛着障害の生物学的マーカー同定(脳機能画像解析、遺伝子多型解析、生化学的解析)

(方法) 不適切養育(虐待、child maltreatment)を受けた児童における社会性の破綻(愛着障害)の生物学的マーカーを同定することを目的とする。虐待における子側の生物的要因を特定し、またグループCが特定する社会的要因や養育環境との関連性から、虐待の生起リスクやタイプ、タイミング等を分類・予測するシステムの構築へとつなげる。

(実施内容) 不適切な養育を受けた児童10例と対照の定型発達児10例の脳イメージング及び生化学・遺伝学的(社会報酬関連遺伝子[オキシトシン]、ストレス関連遺伝子[コルチゾール])解析を行った。その結果、不適切養育群では定型発達群に比較して、ポジティブな表情に対する報酬系(背側線条体)の反応性が低下していた。また不適切養育群内では、唾液中オキシトシン濃度に比例して、社会性に関わる脳領域の一つである後部側頭溝(pSTS)の活動が低下することが予備的検討で明らかとなった。今後はサンプル数を追加して、得られた結果の妥当性について検証していく。

B2 養育レジリエンスのバイオマーカー探索(脳機能画像解析、生化学的解析)

(方法) 育児不安・ストレス感受性などの育児困難に関わる養育者側の要因を明らかにすることを目的とする。虐待における養育者側の生物的要因を特定し、グループAと協働して、虐待の生起リスクやタイプ、タイミング等を分類・予測するシステムの構築へとつなげる。

(実施内容) 養育レジリエンスの指標となりうる行動および脳・内分泌機能の評価系を確立するために予備検討を行った。予備検討の結果、表情読み取り課題による脳機能イメージングにおける課題の妥当性が確認され、社会脳と呼ばれる神経ネットワーク(下前頭回、後部側頭溝など)の賦活が確認された。それらの評価系を用いて、養育者を対象に本実験を行った。予備的な個人解析の結果、予測通り課題の妥当性が再度確認された。今後はサンプル数を追加するとともに、これまでに得られているデータで集団解析を行い、養育レジリエンスの候補となりうる脳領域や内分泌動態について検討する。

B3 母子間相互作用のバイオマーカー探索(脳機能画像・生化学指標の相関解析)

(方法) 母子間相互作用の特質に関わる生物学的要因を明らかにすることを目的とする。虐待における子と養育者の相互作用から、B1、B2の結果を総合し、虐待の生起リスクやタイプ、タイミング等を分類・予測するシステムの構築へとつなげる。

(実施内容) 次年度の研究遂行を目指して、実験計画の策定等を行った。母子間における行動相互作用では「かかわり指標」を用いて母子間相互作用の質を査定し、同時に養育

環境についての情報も取得する。脳イメージングでは、母子それぞれから安静時 fMRI を実施し、互いの脳機能ネットワークの類似性を算出し、類似性と母子間相互作用のパターンおよび養育環境の関連性について検討する。

4. グループC

C1 大規模保育系コホートデータを用いた、家族関係と社会環境因の解明

(方法) 大規模保育系コホートデータを用いて、家族関係と社会環境因の分析を行う。グループ内の、社会学系、保健学系等異なる領域の研究者の視点を取り入れ、領域架橋がもたらす視点での成果創出を目指す。本コホートデータは、情報通信技術を活用し、クラウドストレージに集積している。子育て専門職がタブレットや PC 上から園児情報を入力すると、結果を瞬時に集計し、視覚的にフィードバックする。子育て専門職は、配慮を要する子どもや保護者を早期把握に把握し、根拠に基づく支援を行うことが可能である。保護者に対しては、わかりやすく子どもの状態を示すことができ、保護者と子育て専門職が子どもの情報を共有することができる。研究者は、連結可能、匿名化された情報記録を活用し、子どもと保護者支援に向けたさらなる根拠を生み出していくことが可能であるなどが、これまでの研究において実証されている。

(実施内容) 分析に取り組むメンバーで研究会を実施し、仮説、分析設計、論文執筆にむけた計画を共有、データの取り出し、成形、共有を行い、分析を開始する(平成27年10月1日倫理審査承認済)。

C2(C1) 日本国内の多様な社会層を対象としたリスク要因の解明

(方法) 社会環境要因に関するハイリスク家庭の調査実施に向けた準備作業を行う。

貧困、ひとり親、外国籍、専業主婦(孤立育児)などの社会環境要因からハイリスク家庭と想定されるケースを扱う NGO、行政等のヒアリングを実施し、本格的調査実施に向けた打ち合わせを行う。在日フィリピン人家庭の調査については、従来から協力関係にある京都市教育委員会と方法についての綿密な検討を行う。また他の地域のフィリピン人家庭についての調査実施の可能性を探る。

調査実施に先立ち、つくばにおいて調査員の講習と訓練を実施する。大規模保育系コホートデータの分析ならびに、社会環境要因に特化した新規調査票の作成と翻訳を行う。

子ども虐待予防に向けた養育者支援ツール(尺度)の開発にむけ、項目プールの作成、信頼性・妥当性の検証に向けた調査の準備を行う。

(実施内容) 具体的な実施内容は、下記のとおりである。

(1) (C1 と協働) 保健学チームと社会学チームの合同打ち合わせ・調査員研修を行った。保健学チームより、大規模保育系コホートデータの目的や方法、成果等について説明を受けた上で、社会環境要因の解明に向けた仮説の検討と打ち合わせを行った。

(2) 日本国内の多様な社会層を対象としたリスク要因の解明に向けて、保健学チームの「育児環境調査」スケールをベースに、社会環境要因の解明に向けた新規調査票を作成した(別添資料 C-1 参照)。完成した調査票は、国内の外国籍家庭の調査、ならびに海外での現地調査の実施に向けて、英語・フランス語・ポルトガル語・中国語・韓国語・タガログ語への翻訳を行った(別添資料 C-2 から C-7 参照)。C1 のデータ集積の仕組みを活かし、情報通信技術を活用した「社会環境要因の解明に向けた新規調査票」を作成した(別添資料 C-8 参照)。

(3) (C1と協働) ミズーリ大学のシーガル(研究協力者)の協力を得て、在日日系ブラジル人家庭の養育困難、虐待リスク要因を質的に明らかにすることに向けたフォーカスグループインタビューおよび個別面接を実施した。調査では試験的に、(2)で作成したポルトガル語版調査票を使用し、改正すべき点などを確認した。

(4) フィリピン政府在外フィリピン委員会にて、日本とフィリピン間における母子の国際移動に関するヒアリング調査を実施した。また、日本での母子の生活に関する共同調査を実施した。従来から協力関係にある京都市教育委員会の協力を得て、学生13名とともに移民児童に対して日本語学習支援を実施した。

(5) 子ども虐待予防に向けた養育者支援ツール(仮名)開発に向け、これまでの研究成果をもとに、社会学、保健学、医学、心理学、教育学領域の研究者、並びに、保育、教育、心理、福祉領域の専門職で合計4回のディスカッションを行い、養育者支援ツール項目プールを作成した(別添資料C-9-1)。4回のディスカッションを通して作成された項目は「①養育者評価項目プール(案)38項目」「②妥当性評価項目(案)3カテゴリー44項目」「③子どもと養育者の属性に関する項目(案)7項目」「④調査対象専門職の属性に関する項目(案)6項目」であった(別添資料C-9-2参照)。項目の選別、信頼性・妥当性の検証に向けた量的調査(平成28年度実施予定)に向けた調整、準備を開始した。

C3(D1・D2) 児童虐待の社会環境因、および児童保護制度の国際比較

(方法) フランス、イギリス、イタリア、韓国、フィリピン、中国の家族関係と社会環境因の現地およびネット調査に向け、協力者との打ち合わせと情報収集を進める。

グループリーダーの落合が本年度はフランス滞在中であるという条件を活かし、フランスとイギリスの研究者・行政等のヒアリングを重点的に実施し、両国での研究の現状と制度的対応の全体像をつかむ。イギリスについては研究協力者のダーモットが参加している委員会での「貧困と児童虐待・ネグレクトの関連」についての検討結果を収集する。フランスではグループDの水野の協力を得てすでに開始している児童虐待・不適切養育への制度的対応についての調査を進める。グループDとの合同のフランス調査を2月に実施する。イタリア、韓国、フィリピン、中国についても、各国の研究協力者との打ち合わせを進める。対象6カ国における児童虐待・不適切養育に関する研究のレビューを行い、各国における論点を整理する。

(実施内容) 具体的な実施内容は、下記のとおりである。

(1) 児童虐待・児童保護について、研究面・実践面で特徴のある取り組みをしているイギリスとフランス、日本への移民の送り出し国である中国やフィリピン、および日本について、子ども虐待の社会環境要因に関する文献レビューを実施した。中国、フィリピン、日本についての文献レビューは一応完成し(別添資料C-12からC-16参照)、イギリスとフランスについては継続中である。

(2) フランスでは、グループDと協力して、フランスの児童虐待対応体制について現地調査を行った(別添資料C-17参照)。パリ県議会の児童保護責任者、児童事件担当判事、AEMO、母子保護センター(PMI)などの児童保護の基幹となる組織・担当者を訪問したほか、各種保育所、認定保育ママを訪問して育児支援の実情を把握した。各種アソシエーションの活動実践についても調査した。なお、C1との合同仏英調査を1月に予定していたが、パリのテロ事件直後であったため、来年度に延期することとした。

(3)イギリスについては、ブリストル大学の研究協力者との打ち合わせ、研究協力者のダーモットが参加している委員会での「貧困と児童虐待・ネグレクトの関連」についての検討結果のヒアリング、および貧困家庭の支援を行うNGOのフィールド調査を行った。

(4)諸外国での量的調査実施に向け、C1のデータ集積の仕組みを活かし、情報通信技術を活用した調査ツール（英語版、中国語版）のプロトタイプを作成した。調査ツールのイメージは別添資料C-10、C-11の通りである。

5. グループD

D1(C3) フランス、ドイツ、アメリカ、韓国、台湾の家族法、親権法、児童虐待防止法の比較調査

D2(A1) 児童福祉司、社会福祉士等行政職員の職域及び教育課程の国際比較調査

(方法) (C2と協働) 平成28年2月に水野がフランスに2週間程度、現地調査に赴き、フランスの児童虐待対応体制について実地調査を行った（上記参照）。

(A3と協働) 国内外の文献調査により、国内の養育者支援が児童相談所取扱いケースにおいて数%～最大でも10%程度にとどまることが明らかとなった。そこで、特に東京都において司法と児童福祉の連携により試験的に養育者支援を外部委託を利用して提供するプロジェクトを予定している（4/10 準備ミーティング、6/6 東京都地方検察庁、警視庁、東京都児童相談センター協働のミーティング開催予定、準備中）。

(実施内容) 文献による親権法の研究のほか、グループ C と協力してフランスの児童虐待対応体制について実地調査を行った。PMI、CRIP、AEMO などの基幹となる組織の他、各種保育所を訪問して、育児支援の実情を把握した。さらに路上にいる青少年を支援するアソシエーション（ARC75）の活動実践を見学した。

A3 との協働による国内連携支援は現在準備中である。

D3(A3) 親権の運用面に関する養育者教育プログラム等の具体的方策の検討

(方法・実施内容) 上記 A3 と共同で実施した。A3 の項目参照。

3 - 3. 研究開発結果・成果

1. プロジェクト全体キックオフシンポジウムでの意見収集（全体）

アドバイザー、関係行政・福祉機関の専門職や、虐待の当事者を招いてキックオフシンポジウムを開催（2015.12.20）し、様々な見地からの意見・批判的コメントを収集した。これを集約し、各グループからの返答を付したまとめを作成した。記述内容を分類すると、①養育者支援の在り方、②支援者の問題、③社会の意識改革の必要性、④社会のなかの支援システム、⑤法制度上の課題、⑥プロジェクトへの疑問、批判、⑦要望のカテゴリーに分けられた。以下にプロジェクトが意識すべき課題を挙げる。

①養育者支援の在り方

- a)多様な養育者（メンタルヘルス問題、発達障害、知的障害等）への支援の充実 (A, B)
- b)援助希求の低い養育者への強制力をもった支援 (A/D)
- c)養育者の気づきの促し、チェックリスト (B, C)
- d)現金給付の有効性の検討 (C)

e)DVと虐待を包括した支援

②支援者の問題、支援者への支援・拡充

a)小児科医、精神科医、保健師、児童福祉司、保育士、教師等の養育者支援に関する専門性の向上と人員増 (A,B,C, D)

b)ケースに対するケアマネージャーの必要性

c)支援者への支援 (ピアサポートシステム) (A)

d)周産期のケアの充実 (B)

③社会の意識改革の必要性

a)養育者支援の意義に関する社会へのプロモーション

b)男性の育児参加が可能な社会づくり

c)メディア対応

④社会のなかの支援システム

a)地域コミュニティの役割 (C)

b)高齢者福祉をモデルとしたシステム構築

c)保育所での育児支援 (C)

d)多様化する家族への対応 (C, D)

e)国際比較における日本の課題の整理 (C, D)

⑤法制度上の課題

a)現制度の見直し

b)行政単位での実装の勧め (***)

c)関係機関とくに司法機関との連携 (***)

⑥プロジェクトへの疑問、批判

a)プロジェクト内連携

b)倫理的配慮 (A3/D3)

c)費用対効果の算出

d)ゴールの設定

⑦要望

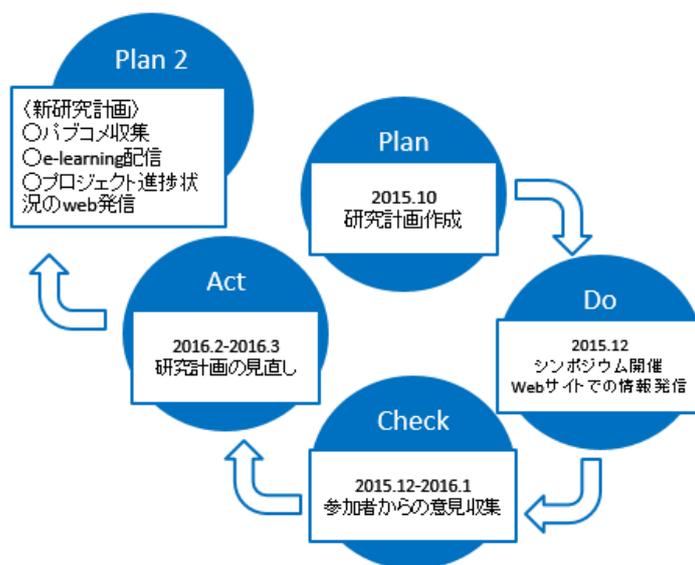
a)プロジェクトの進捗状況の発信、社会に開かれた研究 (***)

b)e-learning教材の無料配信 (***)

c)市町村職員、議員向けの情報発信, 講演希望

d)パブリックコメント収集の希望 (***)

これらの中には、すでに本プロジェクト内で計画されていたものもあった(末尾に記載)が、新たな視点も多く見受けられた。そこで(***)で記した項目を新たに来年度の計画に追加した。



2. グループA

A1 実効的な福祉協働の要点抽出

児童相談所による養育者支援の内容、普及率や困難さの実態に関する文献的調査

養育者を支援し子育て機能の喪失を防ぐことは、子どもの福祉のみならず、社会の人的・経済的資源の確保という点からも喫緊の課題である。近年では「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（2008、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）および、「児童相談所における保護者支援のためのプログラム活用ハンドブック」（2014、厚労省）が出されるなど、児童相談所による保護者支援推進の取り組みが行われている。

ではその実態はどうであろうか。山本らの調査によると、2006年に虐待相談で施設入所中の7,026人のうち、家族再統合に向けて段階的親子接触や家族の関係調整など何らかの方法を実施しているのは626件（一般ソーシャルワークを除くと全事例のうち4—8%）、さらに特定の保護者援助プログラムを施行している事例（外部委託を含む）は僅か64件（0.9%）であった（山本、2008、2009）。一方、2011年に家庭復帰できたケース770事例においては、239件（31%）において特定の保護者援助プログラム（内容のうち最多は家族合同ミーティング、次はサインズオブセイフティSoS）であった。プログラム適用には、養育者が虐待事実を認め援助希求の高いことが重要な要因であるとされ、比較的予後のよいケースには保護者援助プログラムが適用されるが、全体としてはささやかな割合に留まると結論している（山本、2011）。またより新しい実態調査（加藤、2014）では、実数は明らかにしていないが「プログラム実施にこぎつけるケースは児童相談所で扱う全体事例の中では多くはない」とし、その理由として児童福祉司や心理士の人員不足、時間的余裕の不足、また研修トレーニングがないことなどから、スキルの不足を上げている。

また「対応が困難な家族に関するアンケート」結果から見えるもの」（松原康雄、2008）では、児童相談所へのアンケート調査により、様々な養育者のメンタルヘルス上の要因や家庭環境要因が、児相職員にとって「対応の困難さ」を引き起こす頻度を分析している（下図参照）。それによると、発生頻度は1-2割と低いながら、対応困難がもっとも生じやすいのは「養育者が人格障害と診断されている」場合であり、この時「ほとんどの事例で対応

が困難となる」と回答した児相が54.6%であった。第二位の要因は「養育者に精神的疾患・人格障害があると疑われる」であり、41.7%であった。一方で、「養育者が経済的に困窮している」は発生頻度がもっとも高い要因であったが、この場合には対応の困難さは「どちらともいえない」が45.4%であり、経済的困窮だけでは対応困難を生じにくいことが伺われる。

同文献では、こうした対応困難例は、対応する職員の時間を取り、また精神的・身体的な疲労を生じさせ、場合によっては職員の人事異動希望や退職にもつながることが示されている。

さらにこうした対応困難ケースに対する対策として最も求められているのは保健師ないし精神科医師の配置であったことから、「養育者のメンタルヘルス問題、とくに人格障害や対人関係困難の問題が、虐待ケースの対応を困難にしている」という本プロジェクトの一翼を実証している。

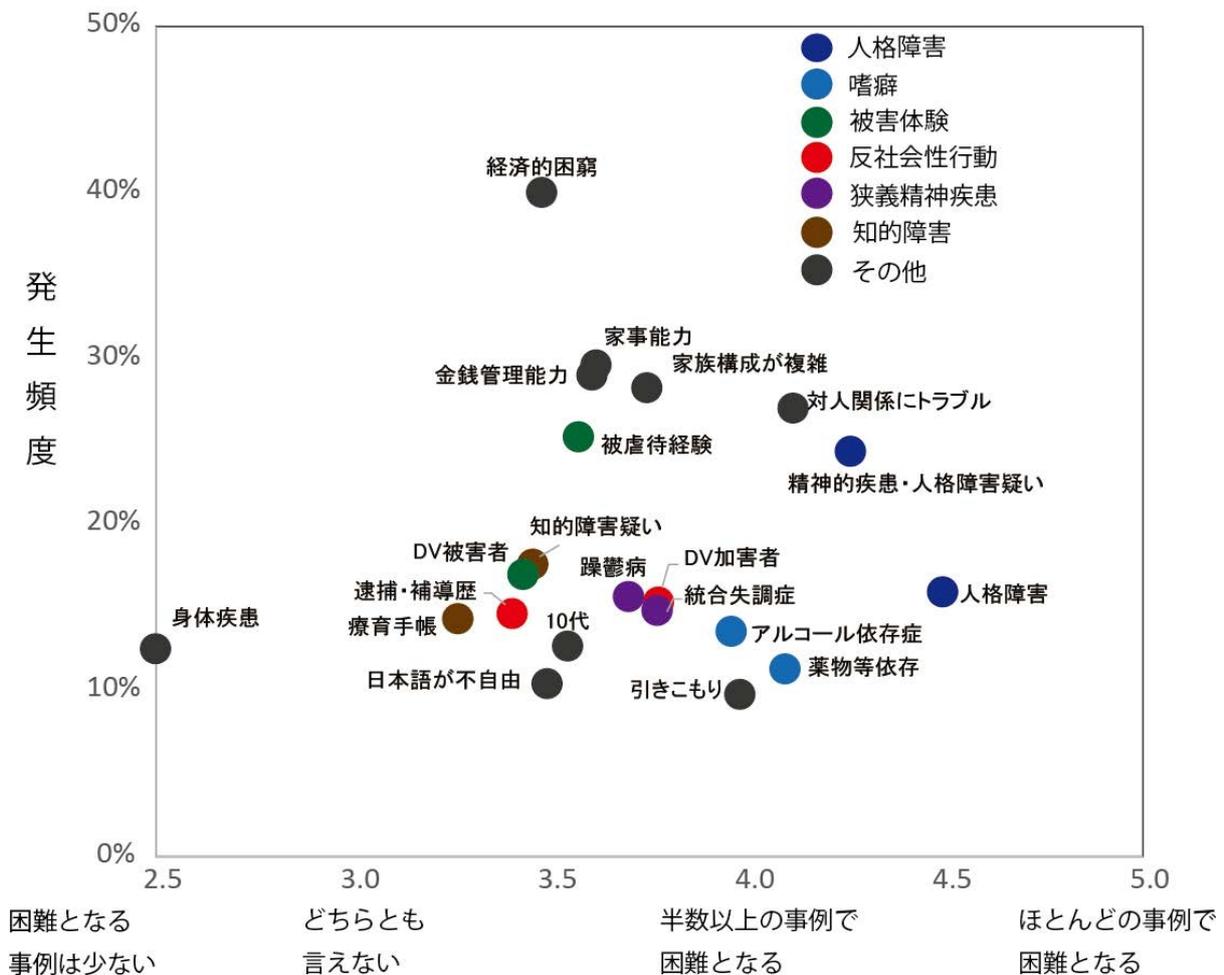


図 養育者の状況と対応の困難さ（松原「「児童相談所機能強化の必要性」「対応が困難な家族に関するアンケート」結果から見えるもの」を元に著者の承諾を得て改変）

A2 子ども虐待当事者の意見収集

本研究につながる予備的調査において、メンタルヘルス問題があり子育て上の問題もみられた5名の養育者へのインタビュー調査を実施している。親自身が自覚している子ども虐待につながる要因には、①金銭的逼迫（その要因は、貧困を基盤としつつ、ギャンブルや浪費など嗜癖的問題疑似解決パターンに伴って生じている）、②選択的な孤立（①や子育てが十分にできていない自覚を背景とする罪障感があるため、問題を露呈しかねない親密な人間関係からの「ひきこもり」を図る）。③非受容的環境による孤立（排除や差別、無理解で批判的な人間関係など、実際に孤立的立場に置かれる。インタビュー結果の限りでは、同居家族や親族からの孤立が多く語られていた）。④自らの被虐待体験（大半の回答者が幼少期に虐待を経験している。受容的育児姿勢をモデリングできておらず、自尊心に乏しい印象がある）。⑤生活問題への対処スキルの乏しさ（いずれの親も、咄嗟の問題対応、混乱や葛藤状況下で問題を拡大してしまう認知行動パターン、具体的な生活スキル、ソーシャルスキルの乏しさなどがみられた）。それだけに、メンタルヘルス問題よりもこうした特性への支持的かつ具体的な支援必要性の高さが示唆された。

また、深刻な子育て問題がありNPOの支援を受けた2名の親へのインタビューからは、支援者に対する拒絶感と同時に、「しつこく」働きかけ、非審判的な姿勢で具体的な支援提供を受けた経験が支援者との信頼関係を形成した経緯が語られており、支援関係形成における要点の一端を把握することができた。

なお、本研究による知見ではないが、研究過程においてメンタルヘルス問題のある親に養育された子ども（かつての子どもを含む）を対象とした支援グループとの接点を得ることもできた。対象者数も限られるため、引き続きこうした世帯の当事者の「語り」を通して、その支援ニーズの在処や対応方策の要点抽出を進めていく必要がある。

A3 (D3 と共同) 養育者支援システムに関わる法/行政制度上の課題、倫理的課題の検討
(方法および実施内容) (本項目は、平成28年度の中旬より開始予定であり、準備のみ平成27年度に行なったが、まだ特記すべき成果はない。)

3. グループB

B1 不適切養育が子の社会性の発達にもたらす悪影響の生物的影響に関する文献的調査、実験計画の策定、および予備検討の結果

先行研究より、子どもが虐待を受けてしまうと、心と脳の発達に悪影響を及ぼすということが明らかにされてきた (Hart & Rubia, 2012; Teicher & Samson, 2013) が、その悪影響の中で最も重要なものとして、親子間に安定した愛着がうまく形成されない障害(愛着障害)が挙げられ、グループリーダーはその生物的影響を明らかにしてきた (Shimada et al., 2015; Takiguchi et al., 2015)。以上の知見と我々の成果に基づき、グループB1では、不適切養育が子の社会性に及ぼす影響を明らかにするために、不適切養育を受けた児童10例と対照の定型発達児10例を対象に脳・内分泌計測を行った。予備検討の結果、不適切養育群では、ポジティブな表情に対する反応性が低下し、さらに唾液中オキシトシン濃度に逆比例して、社会性に関わる脳領域の活動が低下することが示唆された。

B2 養育者の子育て困難に関わる生物的影響に関する文献的調査、実験計画の策定、およ

び予備検討の結果

養育者の子育て困難に関する研究は非常に限られているが、先行研究で明らかにされてきたことは、抑うつ症状が高い養育者では、情動表現に対する反応性の機能低下が示唆されている (e.g., Barrett et al., 2012)。また、この機能低下は子と養育者の間に育まれる愛着の形成過程に負の影響を及ぼす可能性も示唆されてきた (Pechtel et al., 2013)。したがって、子ども虐待・子育て困難のリスク因子としては、社会的情報処理の機能低下に関する分子遺伝学的・脳神経学的な基盤の解明が重要であるが、そのプロセスについて多角的に検討した研究は見当たらない。そこでグループB2では、養育者の子育て困難の個人差に焦点を当てて、社会的情報処理プロセスの機能低下および分子遺伝学的・脳神経学的な基盤の解明を目指している。子育て中の母親13名を対象に、養育レジリエンスに関わる行動、脳、内分泌計測を行い、それぞれの評価系の妥当性について検証を行った。

4. グループC

C1 (C2) 大規模保育系コホートデータの整理と変数の確認

大規模保育系コホート研究のデータベースより、1999年(平成11年)から2014年(平成26年)までのデータを取り出し、変数の確認とデータの整理を行った。基本属性47,882件、一般発達評価43,858件、社会的スキル44,781件、気になる行動42,853件、育児環境28,729件のデータを取り出した。基本属性データとは、子どもの性別、年齢、同居家族、国籍、養育者の職業、養育者の教育歴、課税・非課税、保育時間などである。一般発達評価データとは、運動発達(粗大運動、微細運動)、社会性発達(生活技術、対人技術)、言語発達(表現、理解)などである。社会的スキルデータとは、自己主張、自己制御、協調性などに関するデータである。気になる行動データとは、子どもの全体的な理解と支援が必要かどうかを見極めるために実践の場の保育専門職の経験に基づいて抽出された大項目33、詳細項目263の子どもの行動とその背景要因である。育児環境データとは、人的かかわり、社会的かかわり、社会的サポート、制限や罰の回避の4領域13項目で構成される育児環境評価項目、養育者のストレス、子どもの睡眠などのデータである。それらの変数について、従属変数とするもの、独立変数となるもの、交絡因子となるものなど、チーム内でディスカッションするとともに、データ連結のあり方、欠損値の扱い等について検討した。データ収集が長期にわたっていること、データ(サンプル数)が大きいことから、今後、引き続きデータの整理を行い、分析用データセットを作成していく。

C2, C3 子ども虐待の社会環境要因の解明に向けた新規調査票の作成および翻訳

子ども虐待ならびに広い意味での不適切養育の社会環境要因の解明に向けて、Cグループでは、保健学チームが大規模保育系コホート調査を通じて開発した「育児環境調査」スケールをベースに、社会環境要因にまつわる変数を追加した新規調査票を作成した(別添資料C-1参照)。オリジナルのスケールでは、保育専門職が保育所に入所する児童の行動を観察し、回答する形式を取っていた。その利点は、専門的見地から子どもの発達を観察できる点にある。それに対し、新規調査票では、母親もしくは養育に携わる本人が回答するよう、カスタマイズを行った。このような形式を取ることで、養育者自身の声をすくい上げ、また、親や親族以外が養育に当たっているケースを含めることが可能になる。

新規調査票の作成に当たっては、ブリストル大学のダーモットとヤマシタ(ともに研究協力者)より、「貧困と児童虐待・ネグレクトの関連」についての最新のエビデンス・レ

ビューやイギリスで実施された各種コホート研究（Avon Longitudinal Study of Parents and Children, 1991-ほか）にもとづく助言を受けたほか、国内外の貧困や虐待、移民問題等の専門家の助言を受け、グループ内で検討を重ねた。

新規追加変数のうち、主要なものについて説明しておく、国籍について、日本以外の場合には具体的な国名を、複数ある場合にはすべて回答してもらうこととした。また、世帯構成について、外国籍に拡大家族世帯が多くみられることに配慮し、「その他親族」について詳しく回答してもらうこととした。さらに、子育て支援の利用状況について、日常的に子育てを手伝ってくれる人の有無や、託児所やベビー・シッターの利用の有無、自治体による子育て支援の利用の有無などを尋ねた。

職業について、母親・父親のそれぞれについて、就業上の地位と具体的な仕事内容の両方を尋ねることとした。また、週の平均就業時間と、育児休業の取得の有無と期間も尋ねた。収入について、世帯全体の収入に加え、母親、父親それぞれの収入を尋ねた。また、阿部（研究協力者）の助言にしたがい、「年収200～400万円」をさらに細かく、「200～300万円」と「300～400万円」の二つのカテゴリーに分け、いわゆる「貧困ライン」（可処分所得（税後）211万円（3人世帯）、244万円（4人世帯））を下回る層とそれ以外の層の比較ができるよう、工夫した。世帯収入には、年金や児童手当・児童扶養手当・生活保護などの社会保障給付費と、養育費や仕送りなど、すべての収入を含めた額を回答してもらうこととした。あわせて、家族の経済状況や孤立状況を知るため、住宅のタイプに加え、現在の地域に住み始めてからの期間を尋ねることとした。

不適切養育の一形態としての子どもの健康格差、ならびに文化差について分析するため、産後の母乳育児の実施意思や実施状況についての質問を加えた。

フィリピン大学のヨネノ・レイエス（研究協力者）の監修のもと、外国籍の家庭を対象に、移住歴や職業上の資格、言語などについての質問を追加した。

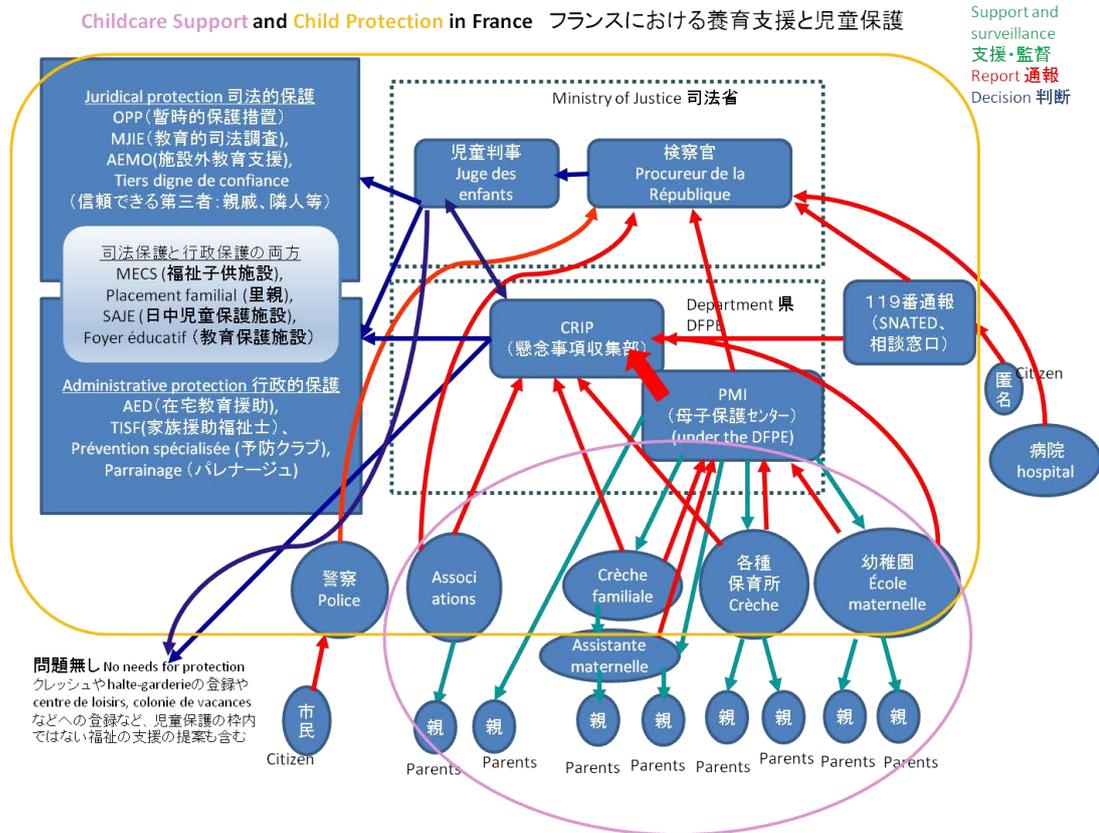
来年度以降、実際にこの調査票を用いて、データ収集を行う予定である。データ収集の方法について、調査内容にセンシティブな扱いを要する内容を含んでいることから、専門諸機関にあいだに入っていたいただきながら、主として対面調査をつうじて慎重に収集していくことを予定している。同時に、Web入力システムの開発も進めている。

調査票は、国内の外国籍家庭、ならびに海外調査に備え、英語、フランス語、ポルトガル語、韓国語、中国語、タガログ語へ翻訳が完了している（別添資料C-2からC-7参照）

C3（D1, D2） 児童保護制度の国際比較——フランスにおける実地調査（グループC・D）

児童保護制度の国際比較の対象国であるフランスにおいて、Cグループ、Dグループ合同の実地調査を行った。フランスは児童保護制度が発達した国と言えよう。日常的な養育者支援制度と問題ケースについての児童保護制度が連続して設計されている。児童虐待低減のためには養育者支援が必要だという本プロジェクトの趣旨とよく合う制度設計とも言える。多様な組織の間の複雑な関係を図示しようと試みたのが、以下の図である。右下のピンクの楕円で示したのが日常的な養育者支援に関連する組織や個人、その上の黄色い四角形に含まれるのが児童保護制度に関連する組織等である。養育者支援と児童保護の両方の任務をもち、両者をつなぐ要となっているのが母子保護センター（PMI）である。PMIは児童保護に責任をもつ行政機関である県議会児童福祉課の下に置かれている。（詳細は別添資料17参照）

Childcare Support and Child Protection in France フランスにおける養育支援と児童保護



日常的養育者支援には、0-2歳児を預かる各種の保育所（Crèche）、主に3-5歳児が通う教育施設である幼稚園（École maternelle）に加え、自宅で3人（稀に4人）までの0-2歳児を預かる認定保育ママ（assistante maternelle agréée）が重要な役割を果たしている。フランスにおける0-2歳児の保育所利用率は13%であるのに対し、認定保育ママ利用率は19%にのぼる（Drees, enquête Modes de garde et d'accueil des jeunes enfants, 2013）。

多くの施設は、民族的、あるいは階層的に多様な子どもたちをミックスし包摂するような工夫をしている。とりわけJardin d'enfants は20世紀初めに低階層地区等に建てられたものであり、発達面の困難等を抱える3-5歳児を対象に、幼稚園とは異なり、少人数で遊びながら学べるような教育プログラムを提供している。

これらの施設や個人の監督がPMIの役割の一つである。自宅で保育を行う認定保育ママに対しては、資格付与に際してはもちろん、その後も毎年チェックを行う制度を設けており、保育ママの家庭環境（借金、夫との関係、子どもの非行等々）についての相談に乗るソーシャルワーカーもいる。親ばかりでなく、保育者による不適切養育も事前に抑止する仕組みが作られている。

これらの施設等で育児困難などの問題のあるケースが発見されると、PMIに通報する。PMIには地域を担当する医師、看護婦等がおり、心理学者、ソーシャルワーカーなどと共に、ケースごとにチームを形成する。保育所やPMI以外からもさまざまなルートで通報が寄せられるが、問題のあるケースの情報は県議会児童福祉課におかれたCRIPに収集され、虐待であるかどうか判断が下される。さらに困難なケースは検察官、児童判事に送られ、司法が介入することとなる。

それぞれのケースは、CRIPや児童判事の判断により、司法的保護、行政的保護、保護の必要なし、に分けられる。司法的保護、行政的保護についても、さまざまなアソシアシオンが重要な役割を担っており、さまざまな種類のソーシャルワーカー、エデュカトール、メディアトール、心理学者などが関わっている。

パリでは年間、9,000~10,000人の子どもたちが保護の対象となる。そのうち5,000人は親から分離され、4,000人は親と暮らしながらAEDやAEMOの支援を受ける。親から分離されたケースのうち、1,500人は里親に預けられ、残りは施設に入る。

近年の法改正には、脱司法化と家族化の傾向が見られる。2007年の法改正では、親が行政と契約を結ぶことに同意すれば、司法は介入しないこととなった。親の権利の尊重であると同時に、判事の過重負担を除くことも改正のねらいである。高齢化により社会的支出が増加している現在、フランスの発達した児童保護制度を維持する予算を確保するのは容易ではない。しかし、このような改正にも拘わらず、パリにおける司法的保護と行政的保護の割合は7:3であり、脱司法化はさほど進んでいない。判事に代わる専門職として作られた「家族メディアトール」も開店休業のようだ。

C3 子ども虐待と不適切養育の社会環境要因についての文献レビュー

日本と、日本における移民の主要な送り出し国である中国とフィリピンの3ヶ国で、子ども虐待と不適切養育の社会環境要因についての文献レビューを実施した。

文献レビューの目的は、(a) 対象の国で、子ども虐待や不適切養育の原因として、どのような要因が指摘されているのかを明らかにすること、(b) 対象の国で、子ども虐待や不適切養育は、どのような社会層に多いとされているのかを明らかにすること（貧困やひとり親、専業主婦、外国籍など）、(c) 対象の国で、子ども虐待や不適切養育防止のために、どのような社会的支援が提供され、また有効とみなされているのかを明らかにすることの3点である。また、レビューの実施に当たっては、子ども虐待や不適切養育の原因や多い社会層に関して、可能な限り、エビデンスとなるデータを収集すること、また、それぞれの論文や文献で使われている調査方法、対象者などを明示することに努めた。レビュー対象には、近年の重要な学術論文・文献（社会学の論文・文献を中心に）のほか、近年の重要な政策文書、対象の国での入手可能なデータセットや統計なども含めることとした（別添資料C-12, C-13参照）。

日本のレビューからは、子ども虐待の発生には、養育者の就業状況や家族形態といった社会環境要因が深く関わっていることがわかる。ほとんどの調査で、子どもを虐待の加害者（父親）には職業に恵まれない者が多いこと、経済的に困窮した者が多いことなどが報告されている。また、虐待の加害者（母親）についても同様に、「家事専念」や「無職」など、家庭にいる時間の長さが指摘されている。このことは、1980年代に、教育学や社会学の分野で相次いでなされた、「母親自身の社会的ネットワークの狭さが養育困難を引き起こす」（落合1994『21世紀家族へ 家族の戦後体制の見かた・超えかた 初版』）という指摘を思い起こさせる。孤立した専業主婦層を重点的な検討対象に加える理由は、ここにある。

また、家族形態について、子ども虐待は、再婚などにより家族関係が複雑な家庭やひとり親家族など不安定な家族形態に多くみられること、ネグレクトはとくに母子ひとり親家庭に多いことなどが指摘されている（別添資料C-14参照）。

中国の文献レビューによると、中国では、児童虐待防止に特化した法律はなく、「未成年保護法」や「反家庭内暴力法」に一部規定がみられる程度である。子ども虐待の社会

環境要因についての検証は少なく、養育者の職業等については定まった結果が得られていないものの、養育者の経済的状況や家庭形態、住宅、転居の多さなどについては、日本と類似した結果がみられた。このように虐待対応が遅れている背景には、「厳しい父親」や「体罰」といった、伝統的な教育理念の影響が指摘されている。

また、中国特有の問題として、「出稼ぎ」の問題が指摘されている。親が都会に出稼ぎに出ている間、長期にわたり、農村で祖父母や親族と暮らす子どもたちのことを「留守児童」というが、子ども虐待やネグレクトの発生率の高さが報告されている（別添資料C-15参照）。

フィリピンのレビューによると、フィリピンでは、憲法においてもまた人々のアイデンティティにおいても、家族が極めて重要とみなされている。「共和国法7610号（「虐待、搾取、差別からの子どもの特別保護法」）などをつうじて政府の責任も明記されているものの、子どもの養育も基本的には家族の責任とされている。

子育ては夫婦で行うという価値観は広く浸透しているが、経済的事情により、一方の親が海外で長期就労するケースも多い。近年、母親が海外就労するケースが増加しているが、残された子どもが家庭内における母親の役割を代行させられることの問題が指摘されている。夫方・妻方の親族（血縁関係のない者も含む）が、若夫婦の子育てを助けることは非常に一般的である（別添資料C-16参照）。日本で暮らすフィリピン人移民についても、母親が外で就労している場合などに、誰が子どもの世話をしているのかについて、注意深く見ていく必要がある。

3 - 4. 会議等の活動

| 年月日 | 名称 | 場所 | 概要 |
|----------------|------------------|--------------|--|
| 2015年10月27日 | RISTEX 内定後の初回打合せ | JST東京本部 | アドバイザー竹島先生に、メンタルヘルス問題を虐待との関連で調査することに対する倫理的配慮について、助言をいただく。 |
| 2015年12月21日 | プロジェクト内打合せ | JST東京本部 | キックオフシンポジウムでの参加者からの意見を共有し、プロジェクトの目標を確認、研究の進捗状況、今後の研究計画を報告した。 |
| 2016年2月21日 | 領域公開フォーラム、非公開会議 | 一橋講堂 | 公開フォーラムでプロジェクト紹介、非公開会議では他プロジェクトとのディスカッションを行った。 |
| 2016年2月21日 | 「養育者支援」研究打ち合わせ | 神保町 | 作業モデル図の検討、キックオフシンポジウムでのアンケート結果を共有。 |
| 2016年3月14日～15日 | 公私領域全体会議 | 府中コンチネンタルホテル | 領域総括会議、プロジェクトの進捗状況を報告、他プロジェクトとの交流。 |

4. 研究開発成果の活用・展開に向けた状況

<地域：東京都、成果の受け手：養育者、児童相談所>

A3/D1 キックオフシンポジウムでの反響から、警察および検察庁が近年、親密圏事案への対応および再犯防止に力を入れているというフィードバックが得られた。そこで平成28年度初頭（4/10）には、東京都におけるこうした司法連携ケースにおいて本研究予算を試験的に利用した児童相談所からの外部委託での養育者支援を提供することにより、司法と児童福祉連携において養育者を支援し、結果的に児童相談所の業務負担を軽減するモデル事業を展開予定である。

<地域：山口県、広島県、岡山県、島根県、鳥取県、沖縄県、愛媛県、成果の受け手：支援者とくに児童福祉司、精神保健福祉士、保健師、要対協メンバー等専門職>

A1/D2 これまでに取り組んだ調査知見をもとに、「メンタルヘルス問題のある親による子ども虐待の実態とその支援」に関する現場向け研修会を企画実施した。中国5県において県単位での要保護児童対策地域協議会調整機関職員研修を行い、各県の8割程度の市町村からの参加を得た。この研修会は集合調査機会としても活用し、参加者の意識調査とカードワークによる質的調査を実施した。この結果をもとに要保護児童対策地域協議会の運営実態（メンタルヘルス問題への対応機能、チームマネジメント機能に焦点化）把握のための全国悉皆調査へと展開する予定である。

類似した構造の下、連携強化に向けた多領域連携促進研修会も企画した。児童福祉、行政、教育、精神保健福祉、地域保健などの専門職を対象とした研修を企画し、多領域が混在する小テーブルを編成して、レクチャーの他、模擬事例検討やロールプレイなどによる連携演習を行った。沖縄県と愛媛県で実施したが好評であった。今後も内容を修正しながら試行を繰り返し、将来的な研修プログラム開発につなぎたいと考えている。

5. 研究開発実施体制

(1) グループA

①黒田公美（理化学研究所・脳科学総合研究センター、チームリーダー）

②実施項目：

A1 (D2) 実効的な福祉協働の要点抽出

A2 (B2, C2) 虐待刑事事件における養育者側要因の定量的調査

A3 (D3) 養育者支援システムに関わる個人情報保護・倫理的課題の検討

(2) グループB

①友田明美（福井大学子どものこころの発達研究センター、教授）

②実施項目：

B1 愛着障害の生物学的マーカー同定（脳機能画像解析、遺伝子多型解析、生化学的解析）

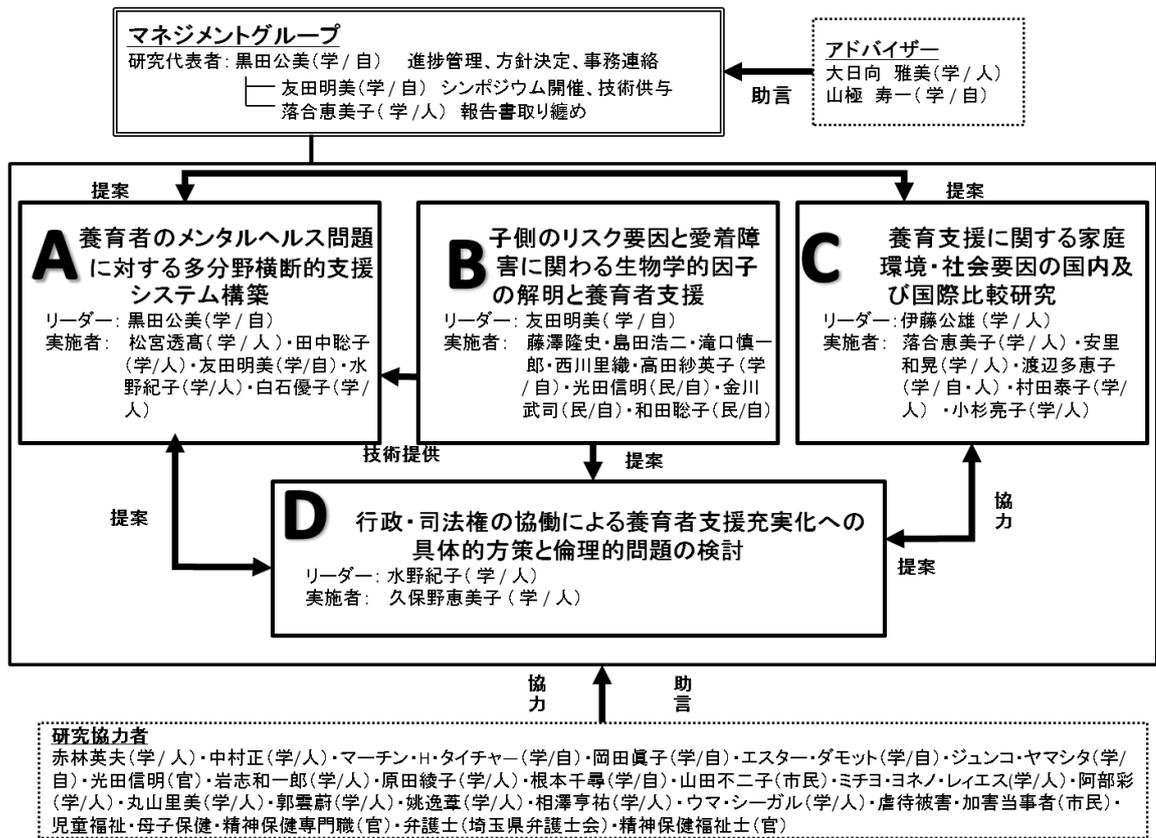
- B2 (A2) 養育レジリエンスのバイオマーカー探索（脳機能画像解析、生化学的解析）
B3 母子間相互作用のバイオマーカー探索（脳機能画像・生化学指標の相関解析）（福
井県永平寺町）

(3) グループC

- ①落合恵美子（京都大学大学院文学研究科、教授）
②実施項目：
C1 国内大規模保育系コホートデータを用いた、家族関係と社会環境因の解明
C2 (C1) 日本国内の多様な社会層を対象にしたリスク要因の解明
C3 (D1) フランス、イギリス、イタリア、韓国、フィリピン、中国の家族関係と社会
環境因、および児童虐待防止制度の国際比較実地および情報通信技術を活用した調査

(4) グループD

- ①水野紀子（東北大学大学院、教授）
②実施項目：
D1(C3) フランス、ドイツ、アメリカ、韓国、台湾の家族法、親権法、児童虐待防止法
の比較調査
D2 (C3,A1) 児童福祉司、社会福祉士等行政職員の職域及び教育課程の国際比較調査
D3 (A3) 親権の運用面に関する、懲戒権適用範囲や養育者教育プログラム等の具体
的方策の検討



6. 研究開発実施者

研究グループ名：グループA

| | 氏名 | フリガナ | 所属 | 役職(身分) | 担当する研究開発実施項目 |
|---|------|----------|--------------------|---------|----------------------|
| ○ | 黒田公美 | クロダクミ | 理化学研究所・脳科学総合研究センター | チームリーダー | 総括/養育・愛着の脳科学的解析 |
| | 松宮透高 | マツミヤユキタカ | 県立広島大学保健福祉学部人間福祉学科 | 准教授 | 精神保健福祉と児童福祉の協働システム構築 |
| | 田中聡子 | タナカサトコ | 県立広島大学保健福祉学部人間福祉学科 | 教授 | 精神保健福祉と児童福祉の協働システム構築 |

| | | | | | |
|--|------|-------------|--------------------------------------|----|-------------------|
| | 友田明美 | トモダ アケミ | 福井大学子 どものこ ころの発達 研究セン ター | 教授 | 脳科学的解析、技術供与 |
| | 水野紀子 | ミズノ ノリコ | 東北大学 大学院法 学研究所 | 教授 | 個人情報・倫理問題 |
| | 白石優子 | シライシ ユウコ | 早稲田大 学大学院 人間科学 研究科 | D4 | 保育系専門職教育に関する調査・検討 |

研究グループ名：グループB

| | 氏名 | フリガナ | 所属 | 役職 (身分) | 担当する 研究開発実施項目 |
|---|-------|--------------------|--------------------------------------|-------------------|---------------------------------|
| ○ | 友田明美 | トモダ アケミ | 福井大学子 どものこ ころの発達 研究セン ター | 教授 | 総括／養育障害・愛着障害のバイオマーカー探索 |
| | 藤澤隆史 | フジサワ タカシ | 福井大学子 どものこ ころの発達 研究セン ター | 特命助 教 | 愛着の形成にかかわる遺伝子・ホルモンの探索 |
| | 島田浩二 | シマダ コウジ | 福井大学子 どものこ ころの発達 研究セン ター | 特命助 教 | 養育障害（親）の脳MRI画像解析 |
| | 滝口慎一郎 | タキグチ シンイチ ロウ | 福井大学子 どものこ ころの発達 研究セン ター | 病院助 教 | 愛着障害（子）の脳MRI画像解析 |
| | 西川里織 | ニシカワ サオリ | 福井大学子 どものこ ころの発達 研究セン ター | 学術研 究員 | 母子被験者リクルート及び臨床症状評価 |
| | 高田紗英子 | タカダサ エコ | 福井大学子 どものこ ころの発達 研究セン ター | 学術研 究員 | 心理評価 |
| | 光田信明 | ミツタ ノブア キ | 大阪府立 母子保健 総合医療 センタ | 診療局 長・主任 部長 | 育児不安を抱える養育者のリクルート、臨床評価、および専門的助言 |

| | | | | | |
|--|------|-------------|------------------------------|----------|---|
| | | | ー | | |
| | 金川武司 | カナガワ タケシ | 大阪府立母 子保健総合 医療センタ ー | 副部長 | 育児不安を抱える養育者のリ クルート、臨床評価、および専 門的助言 |
| | 和田聡子 | ワダ サ トコ | 大阪府立母 子保健総合 医療センタ ー | 看護師 長 | 育児不安を抱える養育者のリ クルート、臨床評価、および専 門的助言 |

研究グループ名：グループC

| | 氏名 | フリガナ | 所属 | 役職 (身分) | 担当する 研究開発実施項目 |
|---|-------|-------------|------------------------|------------|---|
| | 落合恵美子 | オチアイ エミコ | 京都大学文 学研究科 | 教授 | 総括/ (C2) 及び (C3) のフラ ンス、イギリス、中国調査の実 施・解析 |
| ○ | 伊藤公雄 | イトウキ ミオ | 京都大学文 学研究科 | 教授 | (C2) 及び (C3) のイタリア、 韓国調査の実施・解析 |
| | 安里和晃 | アサト ワコウ | 京都大学文 学研究科 | 准教授 | (C2) の外国につながるのある 子どものケースと (C3) フィリ ピン調査の実施・解析 |
| | 渡辺多恵子 | ワタナベ タエコ | 日本保健医 療大学保健 医療学部 | 准教授 | (C1) 保育教育系コホートを利 用した根拠に基づく支援実装 |
| | 村田泰子 | ムラタヤ スコ | 関西学院大 学社会学研 究科 | 准教授 | (C2) および (C3) のフランス、 イギリス調査の実施・解析 |
| | 大淵裕美 | オオブチ ユミ | 奈良女子大 学 | 博士研 究員 | (C2) のコホートデータ分析 |

研究グループ名：グループD

| | 氏名 | フリガナ | 所属 | 役職 (身分) | 担当する 研究開発実施項目 |
|---|--------|------------|---------------|------------|---|
| ○ | 水野紀子 | ミズノ ノリコ | 東北大学法 学研究科 | 教授 | 総括/行政・司法権の協働による 養育者支援充実化への司法 制度に対する提言 |
| | 久保野恵美子 | クボノエ ミコ | 東北大学法 学研究科 | 教授 | 行政専門職の職域と教育など の行政の充実化に対する提言 |

7. 研究開発成果の発表・発信状況、アウトリーチ活動など

7-1. ワークショップ等

| 年月日 | 名称 | 場所 | 参加人数 | 概要 |
|---------------------|--------------------|---------|------|--|
| 2015年 12月20 日 | 「養育者支援」キックオフシンポジウム | JST東京本部 | 130人 | プロジェクトの研究計画の発表と養育者支援に関する研究者を招いた講演、当事者等を含めたパネルディスカッションを行った。 |

7-2. 社会に向けた情報発信状況、アウトリーチ活動など

(1) 書籍、DVD・(タイトル、著者、発行者、発行年月等)

- ・ 友田明美, 滝口慎一郎. 子どものトラウマとは. 発達145「子どものトラウマのケアとレジリエンス」, ミネルヴァ書房, 2-7, 2016. 1
- ・ 友田明美. 家族の葛藤と子どものこころと脳の発達. 「離別後の親子関係を問い直す—子どもの福祉と家事実務の架け橋をめざして—」(小川富之, 高橋睦子, 立石直子編) 法律文化社, 36-47, 2016. 2

(2) ウェブサイト構築(サイト名、URL、立ち上げ年月等)

- ・ Evidence-based Childcare, Empowerment Skills for Childcare Professionals
<http://childnet.me/eindex.html> 2016.3.12

(3) 学会(7-4.参照)以外のシンポジウム等への招聘講演実施等講演

- ・ 水野紀子. 家族保護の観点から見た日本家族法の限界と展望. 2015.11.18 東京
- ・ 友田明美. 脳科学から見た児童虐待～児童虐待と癒やされない傷～. 平成27年度兵庫県こころのケアセンター主催「こころのケア」シンポジウム 特別講演 2015.11.19 神戸市
- ・ 友田明美. 虐待されている“脳”とこころのケアの重要性. 兵庫県加東市福祉部子育て支援課 DV防止講演会 2015.11.19 加東市
- ・ 友田明美. 脳科学から見た児童虐待. 東京都練馬区医師会講演会2015.11.20 東京都
- ・ 黒田公美. 医科学政策研究会 「親和性社会行動の脳内機構の研究を犯罪の再発予防・治療的支援に応用するための法的・倫理的検討の必要性」 2015.12.4 東京
- ・ 安里和晃. 「海外の福祉政策と保育・介護の専門性」、第24回京滋奈保育士養成実習施設と保育士養成校シンポ、招聘講演、2015.12.4 京都市佛教大学
- ・ 渡辺多恵子. 保育者と研究者で目指す「質の高い根拠のある子育て・子育て支援」、演題(保育コホート研究の成果に見る、子どもの発達の軌跡とその環境がもたらす

- 影響) 2016.1.29 筑波大学東京キャンパス (東京)
- ・ 滝口慎一郎. 児童虐待の予防と被虐待児への適切な対応 宝塚市児童虐待専門研修 2016.2.5 宝塚市
 - ・ ASATO, Wako “Welfare regime and international mobility of care workers: social construction of care and vulnerability” in 6th ADBI-OECD-ILO Roundtable on Labour Migration in Asia: Safeguarding Labor Migrants from Home to Workplace, 2016.2.5 東京
 - ・ 友田明美. 被虐待児への適切な対応～児童虐待といやされない傷～. 関西地区家庭裁判所調査官研修会 2016.2.6 奈良市
 - ・ 黒田公美. からだと発達研究会 「親子関係の脳科学：子育てと愛着の脳内メカニズム」 2016.2.10 早稲田大学 (東京)
 - ・ 友田明美. 青少年の脳の神経発達と、成熟、少年の刑事責任に関する知見について. 法務省刑事司法管理官室「若年者に対する刑事法制の在り方」に関する勉強会 2016.3.4 東京都
 - ・ 友田明美. 愛着障がいの脳画像研究. 福井大学・医工教連携シンポジウム～こどもの心の先端研究と抜本的教育改革を結ぶ～ 2016.3.6 福井大学文京キャンパス
 - ・ 友田明美. 子どものこころの診療・療育体制の構築～福井県永平寺町における小規模集団での発達コホート研究～. 平成27年度 福井大学 地(知)の拠点フォーラム『学生と考える福井の未来～キャンパスからの創生～』 2016.3.7 福井県敦賀市
 - ・ Ochiai, Emiko “Changing care diamonds in Europe and Asia: Is Europe becoming Asia?” Special lecture as Blaise Pascal Chair at the EHESS: return on experience, Le Centre d’études avancées franco-japonais de Paris (CEAFJP), EHESS, 2016.3.31 Paris.

7 - 3. 論文発表

(1) 査読付き (7件)

●国内誌 (1件)

- ・ 安里和晃. (2016) 「移民レジームが提起する問題：アジア諸国における家事労働者と結婚移民」 『季刊社会保障研究』第51巻第3.4号、国立社会保障・人口問題研究所、270-286

●国際誌 (6件)

- ・ Shimada K, Takiguchi S, Fujisawa TX, Naruse H, Kosaka H, Okazawa H, Tomoda A*. Ethnic differences in COMT genetic effects on striatal grey matter alterations associated with childhood ADHD: A voxel-based morphometry study in a Japanese sample. *World J Biol Psychiatry*, Nov 18:1-7, 2015.
- ・ Jung M, Mody M, Saito DN, Tomoda A, Okazawa H, Wada Y, Kosaka H*. Sex differences in the default mode network with regard to autism spectrum traits: A resting state fMRI study. *PLoS One*, Nov 24;10(11):e0143126, 2015.
- ・ Mizushima S, Fujisawa TX, Takiguchi S, Kumazaki H, Tanaka S, Tomoda A*. Effect of the nature of subsequent environment on oxytocin and cortisol secretion in maltreated children. *Front Psychiatry*, Dec 11;6:173:1-9, 2015.

- Kumazaki H*, Muramatsu T, Fujisawa TX, Miyao M, Matsuura E, Okada K, Kosaka H, Tomoda A, Mimura M. Assessment of olfactory detection thresholds in children with autism spectrum disorders using a pulse ejection system. *Mol Autism*, Jan 19;7:6, 2016.
- Fujioka T, Takiguchi S, Yatsuga C, Hiratani M, Hon K, Min-Sup S, Cho S, Kosaka H, Tomoda A*. Advanced test of attention in children Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder in Japan for evaluation of methylphenidate and atomoxetine effects. *Clin Psychopharmacology Neurosci*, Feb 29;14(1):79-87, 2016.
- Fujioka T, Inohara K, Okamoto Y, Masuya Y, Ishitobi M, Saito DN, Jung M, Arai S, Matsumura Y, Fujisawa TX, Narita K, Suzuki K, Tsuchiya JK, Mori N, Katayama T, Sato M, Muneshige T, Okazawa H, Tomoda A, Wada Y, Kosaka H*. Gazefinder as a clinical supplementary tool for discriminating between autism spectrum disorder and typical development in male adolescents and adults. *Mol Autism*, Mar 19;7:6, 2016.

(2) 査読なし (7件)

- 友田明美. 脳科学からみた児童虐待. *トラウマティック・ストレス*, 13巻2号; 23-31, 2015.12
- Bennett AJ, Hopkins WD, Feldman R, Gazzola V, Giedd J, Michael Lamb M, Scheele D, Sheridan MA, Suomi SJ, Tomoda A, Tottenham N. Neural foundations of variability in attachment. *Proceeding for Ernst Strüngmann Forum on Contextualizing Attachment: The Cultural Nature of Attachment*; 1-11, 2015.12
- 友田明美. 児童虐待への曝露が局所脳領域の発達に及ぼす神経生物学的影響の予備的検証. *児童青年精神医学とその近接領域*, 56巻4号; 487-489, 2015.12
- 島田浩二, 滝口慎一郎, 藤澤隆史, 友田明美. 子ども虐待の脳科学研究 (特集 子ども虐待). *小児内科*, 48巻2号; 149-153, 2016.2
- 友田明美. 児童虐待と傷つく脳 -学校は児童虐待にどう対応すればよいか-. *日本健康相談活動学会誌*, 55巻11号; 63-69, 2016.2
- 友田明美. 児童虐待の脳への影響. *体と心 保健総合大百科*, 25巻4号; 63-69, 2016.2
- 友田明美. 子どものこころの解明への取り組み. *山口県小児科医会会報*, 第27号; 81-84, 2016.3

7 - 4. 口頭発表 (国際学会発表及び主要な国内学会発表)

(1) 招待講演 (国内会議5件、国際会議0件)

- 友田明美. いま, 子どもの心の育ちを考える ~被虐待児, 発達障がい児の脳科学~. 第37回子どものからだと心・全国研究会議 特別講演 2015.12.13 東京都
- 黒田公美. 「親子関係の脳科学: 子育てと愛着の脳内メカニズム」第13回母乳育児カンファレンス、NPO法人日本ラクテーション・コンサルタント協会 (JALC)、2016.2.17名古屋国際会議場 名古屋市
- 友田明美. ADHDを含む神経発達障害の包括的理解のために: 生物学的指標 (発達の中間表現型) の重要性. 日本ADHD学会 教育講演 2016.2.20 東京都
- 友田明美. 脳科学から見た児童虐待~慢性疼痛障害との関連も含めて~. 第45回日

本慢性疼痛学会 教育講演 2016.2.26 佐賀市

- ・ 友田明美. 赤ちゃんと家族に優しい社会 - 児童虐待の視点から. ネウボラ国際シンポジウム 特別講演 2016.3.18 大阪市

(2) 口頭発表 (国内会議5件、国際会議2件)

- ・ Tomoda A (Invited speaker). Adverse sensory input of the childhood maltreatment modified by early experience. OIST Graduate University Seminar 2015.12.11 沖縄科学技術大学院大学 (OIST)
- ・ Tomoda A (Invited speaker). Exploration of ASD biomarkers: Sight line measurement and resting-state fMRI. The 13th Asian Congress of Health Promotion “Autism Spectrum Disorder: Awareness to Action.” 2015.12.14 Harbin, China
- ・ 友田明美. 不適切な養育と子どもの依存. 第6回日本小児禁煙研究会学術集会 特別講演 2016.1.24 大阪市
- ・ 西里美菜保, 藤澤隆史, 熊崎博一, 田仲志保, 友田明美. 福井県永平寺町における小規模集団での発達コホート研究. 第56回福井県小児保健研究会 2016.2.14 福井大学
- ・ 島田浩二, 藤澤隆史, 滝口慎一郎, 成瀬廣亮, 小坂浩隆, 岡沢秀彦, 友田明美. 小児期ADHDの線条体灰白質異常におけるCOMT遺伝子多型と人種民族性の相互作用. 日本ADHD学会第7回総会 2016.2.20 東京都
- ・ 友田明美. 客観的指標に基づくADHDや愛着障害の脳機能の検討. 日本ADHD学会 シンポジウム「客観的指標に基づくADHDの脳機能の検討」2016.2.21 東京都
- ・ 水野賀史, 丁ミンヨン, 藤澤隆史, 齋藤大輔, 小坂浩隆, 友田明美. ADHD児における安静時の小脳の脳活動. 平成27年度高エネルギー医学研究センター研究会 2016.2.22 福井市

(3) ポスター発表 (国内会議3件、国際会議2件)

- ・ Nishizato M, Fujisawa TX, Kumazaki H, Tanaka S, Tomoda A. Association between maternal depressive tendency and infant development in one-year-old infants: Developmental cohort study in Fukui, Japan. The 13th Asian Congress of Health Promotion 2015.12.14 Harbin, China
- ・ Takiguchi S, Fujisawa TX, Mizushima S, Saito DN, Shimada K, Kosaka H, Tomoda A. Altered brain response to reward in maltreated children and adolescents. The 13th Asian Congress of Health Promotion 2015.12.14 Harbin, China
- ・ 水野賀史, 丁ミンヨン, 藤澤隆史, 齋藤大輔, 小坂浩隆, 友田明美. ADHD児における安静時の小脳の脳活動. 日本ADHD学会第7回総会 (ポスター発表) 2016.2.21 東京都
- ・ 藤岡徹, 滝口慎一郎, 平谷美智夫, 小坂浩隆, 友田明美. 注意欠如多動症サブグループごとのContinuous performance task成績の時系列的検討- Advanced Test of Attentionを用いた検討. 日本ADHD学会第7回総会 (ポスター発表) 2016.2.21 東京都

- ・ 成瀬廣亮, 今井悠人, 友田明美. 注意欠陥・多動性障害における運動機能とスポーツ参加-スポーツ参加時間に着目した検討-第3回日本臨床作業療法学会 (ポスター発表)
2016.3.18 東京都

7 - 5. 新聞報道・投稿、受賞等

(1) 新聞報道・投稿 (2件)

- ・ 黒田公美. 静岡新聞他6社「科学する人」養育と愛着の親子関係の研究の紹介、
2015.12~2016.3.まで (複数紙に数回に分けて)
- ・ 友田明美. 読売新聞, 2016.2.9「児童養護施設の子どもたちの逆境的体験」

(2) 受賞 (1件)

- ・ 水野賀史, 丁ミンヨン, 藤澤隆史, 齋藤大輔, 小坂浩隆, 友田明美. 第7回日本ADHD学会総会ベストポスター賞受賞

(3) その他 (5件)

- ・ 松宮透高.NHKスペシャル取材班「消えた子どもたち 虐待・監禁の真相に迫る」NHK出版. 2015.11 (取材協力、記事校正)
- ・ 友田明美. NHK総合テレビ あさイチ「モラルハラスメントによる面前DVが子どもに与えるダメージ」 2015.12.21
- ・ 黒田公美. NHKスペシャル「ママたちが緊急事態!？」 2016.1.30 (実験解析、取材協力、コメント)
- ・ 友田明美. TBSスペシャル「人間とは何だ!？」 2016.3.21 「脳の成長を妨げる“暴言虐待ストレス”」
- ・ 黒田公美. NHKスペシャル「ママたちが緊急事態!？2」 2016.3.27 (実験解析、取材協力、コメント)

7 - 6. 特許出願

国内出願 (0件)